

## 津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、狭あい道路の整備の促進を図ることにより、良好な市街地の形成を促進し、市民の生活環境の向上を図るとともに、安全で快適な災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市長がその路線を認定した道路及び津島市公共物管理条例(昭和62年津島市条例第4号)第2条第5号に規定する道路で、幅員4メートル未満のものをいう。
- (2) 後退用地 狭あい道路に接する土地で、当該狭あい道路との境界線と後退線(当該狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線(当該狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の狭あい道路の側の境界線から狭あい道路の側に水平距離4メートルの線)をいう。以下同じ。)との間にあるものをいう。
- (3) 隅切り用地 狭あい道路の後退線が他の狭あい道路の後退線又は幅員4メートル以上の道路の境界線と交わる箇所の角地を挟む2辺を含む土地で、規則で定めるものをいう。
- (4) 建築主 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第16号の建築主をいう。
- (5) 関係権利者 狭あい道路に接する土地について所有権又は借地権その他土地の使用若しくは収益をする権利を有する者で建築主以外のものをいう。
- (6) 拡幅整備 後退用地又は隅切り用地(以下「後退用地等」という。)を通行上及び避難上支障がない道路形態に整備することをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、狭あい道路の整備の促進を図るとともに、拡幅整備に関する施策の実施その他この条例の総合的かつ計画的な運用に努めなければならない。

### (建築主及び関係権利者の責務)

第4条 建築主及び関係権利者は、狭あい道路の整備の必要性を理解し、後退用地等の確保に努めなければならない。

### (工事関係者の責務)

第5条 狭あい道路に接する土地における建築物(法第2条第1号に規定する建築物をいう。)、その敷地又は工作物に関する工事について設計若しくは工事監理(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をいう。)を行い、

又はこれらの工事を請け負い、若しくは自らこれらの工事をする者（建築主を除く。）は、狭あい道路の整備の必要性を理解し、拡幅整備の促進に協力するよう努めなければならない。

（協議）

第6条 建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、拡幅整備について市長に協議しなければならない。

(1) 法第6条第1項及び第6条の2第1項（これらの規定を法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請

(2) 法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 関係権利者は、後退用地等の利用方法又は形態を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、拡幅整備について市長に協議しなければならない。

3 前2項の規定により協議を行った者は、拡幅整備について協議が調った後に土地の所有権又は借地権その他土地の使用若しくは収益をする権利に変更が生じたときは、当該協議により生じた責務を当該権利を引き継ぐ者に承継させなければならない。

（任意協議）

第7条 前条第2項の規定による場合のほか、関係権利者は、規則で定めるところにより、拡幅整備について市長に協議することができる。

2 市長は、狭あい道路の整備について特に必要があると認めるときは、拡幅整備について関係権利者に協議することができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により協議を行った者について準用する。

（後退支障物件の設置の禁止）

第8条 建築主及び関係権利者は、拡幅整備について協議が調った後退用地等に後退支障物件（門又は塀、擁壁、生け垣、フェンス等の工作物、樹木、配管その他拡幅整備に支障を生ずるおそれのあるものをいう。以下同じ。）を設置してはならない。

（後退用地等の拡幅整備等）

第9条 市長は、協議により後退用地等の寄附若しくは無償貸与を受け、又は買い取ったときは、当該後退用地等（規則で定めるものに限る。）について拡幅整備を行うものとする。

2 市長は、協議により後退用地等を買収するときは、当該後退用地等の土地の境界を確認するための測量、分筆の登記及び所有権の移転の登記並びに後退支障物件の除却を行うことができる。

（助成金等の交付）

第10条 市長は、協議により後退用地等の寄附を受けるときは、規則で定めるところ

により、当該寄附をする者に対し、後退用地等についてその者が行う次に掲げる事項に要する費用について助成金を交付することができる。

- (1) 後退用地等の土地の境界を確認するための測量
- (2) 分筆の登記
- (3) 後退支障物件の除却

2 市長は、協議により隅切り用地の寄附を受ける場合において、当該隅切り用地の所有権の移転の登記が行われたときは、規則で定めるところにより、当該寄附をした者に対し、奨励金を交付することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、前2項の規定による助成金及び奨励金は、交付しない。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が行う売買若しくは交換又は売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の目的物として建物を建築する者
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて開発行為（自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものを除く。）を行う者
- (3) その他規則で定める者  
（交付の決定の取消し）

第11条 市長は、建築主及び関係権利者が偽りその他不正の手段により寄附を行い、又は助成金若しくは奨励金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金又は奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金等の返還）

第12条 市長は、前条の規定により助成金又は奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該助成金又は奨励金が交付されているときは、当該寄附者に通知し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（勧告）

第13条 市長は、第6条第1項若しくは第2項の規定による協議を行わなかった者又は第8条の規定に違反して後退支障物件を設置する者に対し、その是正をするために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（公表）

第14条 市長は、前条の勧告をした場合において、特に必要があると認めるときは、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えた上で、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその事実を公表することができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。